

板橋区保育の必要性の認定に関する事務取扱要綱

平成27年3月27日区長決定

令和元年9月30日区長決定 一部改正

令和3年5月27日子ども家庭部長決定 一部改正

令和4年2月4日区長決定 一部改正

令和5年11月6日区長決定 一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）及び東京都板橋区保育の必要性の認定に関する規則（平成27年板橋区規則第2号。以下「規則」という。）に基づく板橋区における保育の必要性の認定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(申請)

第3条 教育・保育給付認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、教育・保育給付認定申請書（別記第1号様式）を区長に提出しなければならない。ただし、幼稚園及び認定こども園が実施する一時預かり事業を利用するため、教育・保育給付認定を受けようとする満3歳未満の小学校就学前子どもの保護者は、教育・保育給付認定申請書（別記第1号様式の2）を区長に提出しなければならない。

2 子育てのための施設等利用給付認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、施設等利用給付認定申請書（別記第6号様式）を区長へ提出しなければならない。

3 区長は、前2項の認定（以下「保育の必要性の認定」という。）を受けようとする小学校就学前子どもの保護者に対し、保育を必要とする事由に応じて、保育の必要性の認定のための審査及び調査に必要な書類の提出を求める。

(必要書類)

第4条 前条に定める申請書（以下「保育の必要性の認定申請書」という。）には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 教育・保育給付認定を受けようとする者にあつては、利用者負担額の算定のために必要な書類。ただし、公簿等によって確認することができるときは、これを省略することができるものとする。

(2) 法第30条の4第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする者にあつては、市町村民税非課税世帯（東京都板橋区児童福祉法施行規則（昭和40年板橋区規則第12号）第10条又は第10条の2に基づく計算による市町村民税非課税世帯をいう。）であることを証明するために必要な書類。ただし、公簿等によって確認することができるときは、これを省略することができるものとする。

(3) 保育を必要とする事由に応じて保育の必要性の認定のための審査及び調査に必要な書類として区長が別に定める書類

(調査及び審査)

第5条 区長は、申請内容及び保育の必要性の認定に係る状況を把握するため、保育の必要性の認定申請書及び必要書類の確認、保護者との面接等により調査及び審

査を行う。

(保育の必要性の認定)

第6条 区長は、前条の規定による調査及び審査の結果、法第19条第2号若しくは第3号又は法第30条の4第2号若しくは第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認められるときは、認定種別に応じ、保育の必要性の認定を行うものとする。

2 区長は、教育・保育給付認定を行うときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める保育必要量の認定をあわせて行うものとする。

(1) 規則第3条第1号、第7号又は第8号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、次に掲げる認定

ア 1月において120時間以上就労し、就学し、又は職業訓練を受講することを常態とするとき。保育標準時間認定（1月当たり平均275時間まで、1日当たり11時間までの保育の利用の認定をいう。以下同じ。）

イ 1月において120時間未満就労し、就学し、又は職業訓練を受講することを常態とするとき。保育短時間認定（1月当たり平均200時間まで、1日当たり8時間までの保育の利用の認定をいう。以下同じ。）

(2) 規則第3条第2号又は第3号に掲げる事由のいずれかに該当するとき。保育標準時間認定

(3) 規則第3条第4号に掲げる事由に該当するとき。保育標準認定又は保育短時間認定

(4) 規則第3条第5号又は第6号に掲げる事由に該当するとき。保育標準時間認定

(5) 規則第3条第9号又は第10号に掲げる事由のいずれかに該当するとき。保育標準時間認定

(6) 規則第3条第11号に掲げる事由に該当するとき。保育標準時間認定

(7) 規則第3条第12号に掲げる事由に該当するとき。前各号に掲げる区分に準じ、その自由を勘案して区長が保育標準時間認定又は保育短時間認定のいずれかの区分を認定する。

(教育・保育給付認定の結果の通知等)

第7条 区長は、教育・保育給付認定を行ったときは、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定通知書（別記第2号様式 以下「支給認定通知書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）を経由して教育・保育給付認定申請書が提出された場合における支給認定通知書の交付は、申請の際に経由した特定教育・保育施設等を経由して行うことができる。

3 区長は、教育・保育給付認定申請に係る申請者が支給要件を満たさないときは、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定却下通知書（別記第3号様式）に理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

4 区長は、教育・保育給付認定申請の取消しを行ったときは、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定取消通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

5 区長は、教育・保育給付認定申請に対する処分の延期を行ったときは、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定遅延通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(施設等利用給付認定の結果の通知等)

第8条 区長は、子育てのための施設等利用給付認定を行ったときは、子育てのための施設等利用給付認定通知書(別記第7号様式)を申請者に交付するものとする。

2 特定子ども・子育て支援提供者を経由して保育の必要性の認定申請書が提出された場合における施設等利用給付認定通知書の交付は、申請の際に経由した特定子ども・子育て支援提供者を経由して行うことができる。

3 区長は、施設等利用給付認定申請に係る申請者が支給要件を満たさないときは、施設等利用給付認定却下通知書(別記第8号様式)に理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

4 区長は、施設等利用給付認定申請の取り消しを行ったときは、施設等利用給付認定取消通知書(別記第9号様式)により申請者に通知するものとする。

5 区長は、施設等利用給付認定申請に対する処分の延期を行ったときは、施設等利用給付認定遅延通知書(別記第10号様式)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に保育を受ける小学校就学前子どもの支給認定について適用する。

(準備行為)

2 この要綱を施行するために必要な認定その他の準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

付 則

この一部改正の要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

1 この一部改正の要綱は、令和元年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の板橋区保育の必要性に関する事務取扱要綱に基づいて作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

3 この要綱を施行するために必要な認定その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

付 則

この一部改正の要綱は、令和3年8月1日から施行する。

付 則

- 1 この一部改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正前のこの要綱に基づいて作成された様式用の紙で、現に現存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 3 この要綱を施行するために必要な認定その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

付 則

- 1 この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。
- 2 この一部改正の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

第1号様式 (第3条関係)

第1号様式(第3条関係) **教育・保育給付認定申請書**

(宛先) 板橋区長 又は 事業者 年 月 日

子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定の申請をします。
 本申込みに関する保育認定・保育料決定・実費徴収補足給付に必要な区が保有する個人情報及び特定個人情報(マイナンバーによる情報連携を含む)の利用に同意します。
 また、利用する保育施設等に必要に応じ情報を提供することに同意します。
 子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、施設等利用給付認定の申請はできません。

〒 _____
 住 所 板橋区
 電 話 (_____) 携帯電話 父: (_____)
 母: (_____)

年 月 日若しくは、年 月 日の住所地在、**板橋区以外の方は**ご記入ください。
 年 月 日 [_____ 区(市)] 年 月 日 [_____ 区(市)]
 ※マイナンバーの利用による情報照会に必要です。

フリガナ
保護者氏名 _____

申請 対象児童	フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
	生年月日	生年月日	生年月日

保育希望の有無

有 保護者の就労又は疾病等の理由により、保育所、認定こども園(保育部分)等で保育の利用を希望
 (「保育の必要性」の認定になります。①、②、裏面を記入してください。)

無 認定こども園(教育部分)の利用を希望
 (幼稚園等の利用の認定になります。①、②のみ記入してください。)

①世帯の状況

同居の家族 (申請対象児童を除く)	フリガナ 氏 名	続柄 性別	生年月日	年齢 0歳は月齢	個人番号(マイナンバー) 職業または学校・保育所等	年度 区市町村民 税
	1		男・女			
2		男・女				有・無
3		男・女				有・無
4		男・女				有・無
5		男・女				有・無

生活保護の状況 受けていない 受けている(_____ 年 _____ 月から)

家庭の状況 ひとり親家庭 左記以外

②利用を希望する期間、希望する施設

利用を希望する期間 _____ 年 _____ 月から 小学校就学始期日まで
 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

利用希望施設名 _____ 区内・区外 _____ (希望理由) _____

利用希望施設名は、第1希望の、既に利用している場合はその施設名を記入してください。 児童コード _____

教育・保育給付認定は、施設利用を保証するものではありません。保育所等の申込みが定員を上回る場合など、認定されても希望の保育所等を利用できないことがあります。

第1号様式の2 (第3条関係)

教育・保育給付認定申請書												
(南光) 区 横 区 長						記入日 年 月 日						
以上のとおり同意し、教育・保育給付(子ども・子育て支援法第20条第1項)に係る認定を申請します。												
申請者 の 氏 名	フリガナ(口書き読み) 氏名											
	申請子どもとの続柄				年齢		生年月日					
							大正 昭和 年 月 日					
	金融機関名											
	支店			支店コード(3桁)								
	預金種別			普通・当座			口座番号(7桁)					
	〒 (マシヨシム等)											
	区 市 町 丁目											
	電話番号											
	父: () 母: () 子供: ()											
申請子どもは、年1月1日又は、年1月1日の住所が市町村界以外の方を記入してください。 (市町村界への転入日) 年 月 日												
<input type="checkbox"/> 年 1 月 1 日 (区 (市)) <input type="checkbox"/> 年 1 月 1 日 (区 (市))												
ひとり親世帯等に該当しますか。(該当の場合のみ、次の口を記入してください。)												
<input type="checkbox"/> 該当												
申請子ども の 氏 名	フリガナ											
	続柄				年齢		生年月日					職業・学校名・通園施設名 (専任担任等で別居の場合は住所)
							大正 昭和 年 月 日					
	和語の場合は、通園していた施設を記入してください。【施設名】: (年 月 日迄)											
							大正 昭和 年 月 日					
	和語の場合は、通園していた施設を記入してください。【施設名】: (年 月 日迄)											
							大正 昭和 年 月 日					
							大正 昭和 年 月 日					
							大正 昭和 年 月 日					
							大正 昭和 年 月 日					
利用する(予定を含む。)幼稚園・認定こども園(幼稚園枠)・特別支援学校幼稚園について記入してください。												
施設名			園 児 年 少 年 中 年 長			利用開始予定日			<input type="checkbox"/> 翌年度4月1日入園 <input type="checkbox"/> その他 (年 月 日)			
※認定申請が完了後、第3号に該当する保護者援助金(預金)保育料(給付)型(1号)を申請する場合、又はひとり親世帯等に該当する場合、は書面を必ず記入してください。												

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定通知書

様

板橋区長

施設型給付費・地域型保育給付費の支給に係る教育・保育給付認定申請について、次のとおり教育・保育給付認定を行ったことを証明します。

記

支給認定証番号		
保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	〒
子 ど も	氏 名	
	生 年 月 日	
支給認定区分		
保育の必要性 の事由		
保 育 必 要 量		
有 効 期 間		

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定却下通知書

様

板橋区長

施設型給付費・地域型保育給付費の支給に係る教育・保育給付認定申請について、次のとおり却下しましたので通知します。

記

支給認定証番号		
保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	〒
子 ど も	氏 名	
	生 年 月 日	
支給認定区分		
保育の必要性 の事由		
保 育 必 要 量		
有 効 期 間		

- この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定取消通知書

様

板橋区長

施設型給付費・地域型保育給付費の支給に係る教育・保育給付認定申請について、次のとおり教育・保育給付認定を取り消しましたので通知します。

記

支給認定証番号		
保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	〒
子 ど も	氏 名	
	生 年 月 日	
支給認定区分		
保育の必要性 の事由		
保 育 必 要 量		
有 効 期 間		

- この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定遅延通知書

様

板橋区長

施設型給付費・地域型保育給付費の支給に係る教育・保育給付認定申請について、現在審査中ですので 年 月 日までお待ちください。

記

支給認定証番号		
保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	〒
子 ど も	氏 名	
	生 年 月 日	
支給認定区分		
保育の必要性 の事由		
保 育 必 要 量		
有 効 期 間		

- この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第6号様式（第3条関係）

子育てのための施設等利用給付認定申請書											
(氏名) 姓 名 氏 長						記入日 年 月 日					
以上のことに同意し、施設等利用給付（別添第30条の5第1項）に係る認定を申請します。											
認定種別	<input type="checkbox"/>	別添第30条の5第1項に該当し、区市町村長が認定する場合は、その旨を併せて記載してください。									
	第2号 <input type="checkbox"/>									申請子どもが満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過しており、保護者の状況又は疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校（預かり保育事業も利用する。）、認可外保育施設等の施設等利用給付認定を希望	
第3号 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	申請子どもが満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、保護者の状況又は疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校（預かり保育事業も利用する。）、認可外保育施設等の施設等利用給付認定を希望	区市町村長が認定に該当								
申請子どもの保護者および世帯員	フリガナ（日本語読み） 氏名					申請子どもとの続柄	年齢	生年月日			
								大正 昭和 令和 年 月 日			
	申請保護者 氏名	全学務関係					支店名		支店コード（3桁）		
		銀行・信用金庫 信用組合・農協					支店				
	預金種別		普通・当座		口座番号（7桁）						
	〒 (マンション名等)					電話番号		父: () 母: () 自宅: ()			
	住所 区							年1月1日又は、年1月1日の住所地在外の場合は、世帯主への記入日 年 月 日			
	年1月1日又は、年1月1日の住所地在外の場合は、世帯主への記入日 年 月 日							区(市) 区(市)			
	ひとり親世帯等に該当しますか。(該当の場合は、その旨を併せてください。)					<input type="checkbox"/> 該当					
	フリガナ 氏名					続柄	年齢	生年月日		職業・学校名・通園施設名 (専任社員等で別居の場合は住所)	
申請子ども								大正 昭和 令和 年 月 日		(年 月 日通園)	
申請子ども	転居の場合は、通園していた施設を記入してください。					【施設名】:			(年 月 日通園)		
申請子ども								大正 昭和 令和 年 月 日			
申請子ども								大正 昭和 令和 年 月 日			
申請子ども								大正 昭和 令和 年 月 日			
申請子ども								大正 昭和 令和 年 月 日			
申請子ども								大正 昭和 令和 年 月 日			
別添第30条の5第1項に該当し、区市町村長が認定する場合は、その旨を併せて記載してください。											
施設名					満3歳児	年少3歳児	年少4歳児	年少5歳児	利用開始予定日	<input type="checkbox"/> 翌年度4月1日入園 <input type="checkbox"/> その他 (年 月 日)	
※認定書裏面に第30条の5第1項に該当する場合は、ひとり親世帯等に該当する場合は、申請書に必ず記入してください。											

1 認定種別が第2号・第3号に該当する場合

直近3カ月以内の振替区認可保育施設（認可保育園、認定こども園（保育部門）、地域型保育施設等）への利用申込みの有無を記入してください（※）。

保育施設への利用申し込み	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	保育サービス費へ添付書類を提出した場合のみ記入	年 月 日提出
--------------	----------------------------	----------------------------	-------------------------	---------

※保護者の状況が確認できる添付書類（状況証明書等）を保育サービス費へ提出済みの場合は、添付書類の省略が可能です。

保育を必要とする事由に応じて記入してください。（保護者の状況が確認できる添付書類が必要です。）

保護者の状況	母（又は保護者）の状況											父（又は保護者）の状況																
	外勤	日本	在宅勤務	内職	地方内定	育児休業中	出産	・ 障がい	介護	就労中	不現在	求職中	外勤	日本	在宅勤務	内職	地方内定	育児休業中	・ 障がい	介護	就労中	不現在	求職中					
当てはまるもの全てに○を付けて、該当する以下の全ての項目に記入してください。	①を記入		①と②		③	④		⑤	⑥	⑦	⑧	①を記入		①と②		③	④		⑤	⑥	⑦	⑧						
① 就労	仕事先の名称																											
	勤務先住所																											
	勤務時間・日数 （正味の時間）	1か月に 日											1か月に 日															
		時	分	～	時	分												時	分	～	時	分						
	雇用年月日	年 月 日											年 月 日															
② 育児休業中	年 月 日 ～ 年 月 日																年 月 日 ～ 年 月 日											
③ 出産	予定日 年 月 日																											
④ 介護	介護の種類	養育・障がい者（ ）											養育・障がい者（ ）															
	心身障害	手帳 有 級（度） ・ 無											手帳 有 級（度） ・ 無															
	介護介護	事例又は障がいがある方の氏名（ ）											事例又は障がいがある方の氏名（ ）															
⑤ 就学・技能取得	入校	入校（ 年 月 日より）											入校（ 年 月 日より）															
	通学	通学 ・ 施設通所（通 園） ・ 在宅											通学 ・ 施設通所（通 園） ・ 在宅															
	学校名	学校名（ ）											学校名（ ）															
⑥ 不現在	就学・技能取得	年 月入学 ～ 年 月終了予定											年 月入学 ～ 年 月終了予定															
	受講日	受講日 週 日間 時 分 ～ 時 分											受講日 週 日間 時 分 ～ 時 分															
	就学・技能取得	就学・技能取得・日本語学校・その他（ ）											就学・技能取得・日本語学校・その他（ ）															
⑦ 求職中	年 月 日頃から											死亡・離婚・未婚・離婚調停中・その他（ ）																
⑧ 求職中	別紙「求職活動申告書」を提出してください。																											

施設等利用給付認定通知書

様

板橋区長

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

支給認定証番号		
保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	〒
子 ど も	氏 名	
	生 年 月 日	
決 定 年 月 日		
認 定 区 分		
保 育 の 必 要 性 の 事 由		
有 効 期 間		

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

施設等利用給付認定却下通知書

様

板橋区長

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり却下しましたので通知します。

記

保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	〒
子 ど も	氏 名	
	生 年 月 日	
却下の理由		

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

施設等利用給付認定取消通知書

様

板橋区長

子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり取消しましたので通知します。

記

支給認定証番号		
保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	〒
子 ど も	氏 名	
	生 年 月 日	
認 定 区 分		
保 育 の 必 要 性 の 事 由		
有 効 期 間		
取 消 理 由		

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

施設等利用給付認定遅延通知書

様

板橋区長

子育てのための施設等利用給付認定について、現在審査中ですので
年 月 日までお待ちください。

記

保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	〒
子 ど も	氏 名	
	生 年 月 日	
延期理由		

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。